

令和8年熊本地震 関連情報(追加分)

くまもと事業者再出発支援補助金

NEW

対象者

熊本県内に事業所を有し、令和8年熊本地震により事業用の施設・設備などが被災した中小企業者（小規模事業者・個人事業主含む）、中堅企業（みなし中堅企業含む）など

対象経費

被災した事業用施設・設備・車両などの復旧に要する経費
※令和8年7月28日以降に復旧した経費については、交付決定前に復旧工事などに着手した場合でも、一定の要件を満たす場合は補助対象となることがあります。

補助率・補助上限額

中小企業者など：補助率 3/4、上限 3億円
中堅企業など：補助率 1/2、上限 3億円
多重被災事業者・特定被災事業者：別途要件・補助上限あり
※詳しくは、熊本県ホームページを確認ください。



問合せ・提出先

くまもと事業者再出発支援補助金受付センター ☎096-284-7660
※書類作成支援を行っています。
(主に旧八代市の事業者) 八代商工会議所 ☎32-6191
(主に旧郡部の事業者) 八代市商工会(本所) ☎52-8111

本内容は、10月14日時点のもので、今後変更となる場合があります。
最新の情報は「被災者応援ガイドブック」を確認ください。



事業経営・農林漁業への支援

中小企業者事業再建支援利子補給事業

NEW

災害関連の融資制度を活用した事業者に対し、市が融資にかかる利子を補給します。

対象者

令和8年熊本地震により被害を受け、次の対象融資を利用した市内中小企業・小規模事業者
※対象要件や申請方法などの詳細については、決定次第、改めてお知らせします。

対象融資

- ①金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
- ②金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和8年熊本地震分））
- ③小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）
- ④日本政策金融公庫 災害貸付・災害復旧貸付
※いずれも令和8年7月28日以降に融資の申し込みを行い、令和8年12月31日までに貸付実行されたものが対象

①～③の融資詳細はこちら→



④の融資詳細はこちら→



利子補給期間

融資実行後3年間

補助率

10/10（利子全額補給）
※④については、上限20万円/年

問合せ 商工政策課 ☎33-8513

経済・生活面の支援

令和8年熊本地震に伴う就学援助制度

NEW

令和8年熊本地震の影響で家屋に被害を受けたり、休業・離職せざるを得なくなったことにより家計が急変し、経済的に就学が困難な状況となった小中学生の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。

	小学校	中学校
学用品費など (7～3月分)	1年：9,923円 2～6年：11,625円	1年：18,780円 2～3年：20,483円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費（援助対象として認められるもの）： 上限あり	
修学旅行費	実費（援助対象として認められるもの）	
学校給食費	実費	
通学費	実費（片道の通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上で、公共交通機関を利用して通学）：校区外通学を行っているものを除く	
医療費	実費	

対象者

- 次のいずれかに該当する世帯
- (1) 被災により主たる家計維持者が死亡した世帯
 - (2) り災証明書の住家の被害の程度が、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかである世帯
 - (3) 被災により、休業、離職、売上の減少により収入が著しく減少し、減収後の収入が生活保護法の要保護世帯またはそれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯

注意事項

在籍校を通じて申請してください。



問合せ 学校教育課 ☎33-6133

八代市農業用機械・施設等復旧支援事業

NEW

農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再取得・修繕などを支援します。

支援内容及び補助率

- ・農業用機械・農舎などの修繕または再取得に係る経費の9/10以内
- ・農業用ハウスなどの修繕または再取得に係る経費の7/10以内
- ・農業専用トラックの修繕または再取得に係る経費の9/10以内
- ・施設の解体、運搬、処理などに係る経費の8/10以内 など

問合せ 営農再開ワンストップ 相談窓口
☎30-1671
農林水産政策課 ☎33-4117

＜対象となる農業用機械・施設の具体例＞

- 農業用機械**
トラクター、田植機、コンバイン、いぐさ織機など
- 農業用施設**
農作業施設、加工施設、農機具格納庫、畜舎、たい肥製造施設、かん水施設（農業用専門井戸含む）など
- 農業用ハウスなど**
農業用ハウス、附属施設（暖房機、高設ベンチなど）など



災害ごみ

災害ごみ仮置場の受入れ ※鏡支所受入休止日の変更

鏡支所仮置場の受入れ休止日が11月1日(日)から変わります。
※北新地グラウンド仮置場の一般受入れは、10月31日(土)で終了。

受入場所	受入期間	受入休止日
八代市水処理センター西側	12月末まで	毎週木曜日
八代市鏡支所	12月末まで	10月31日(土)まで 毎週水曜日・土曜日 11月1日(日)から 毎週火曜日・金曜日
八代市北新地グラウンド	10月31日(土)まで	毎週月曜日

確認書類

身分証に加え、**り災証明書**などの確認をします。
※確認書類は次のいずれかです。

- (1) り災証明書・被災証明書(写し可)
- (2) り災証明受付票(写し可)
- (3) オンライン申請完了メールをスマホなどの画面で提示
(AUで始まる受付番号が記載されています)

問合せ 循環社会推進課 ☎34-1997

相談窓口

日本弁護士連合会(日弁連)による無料電話相談 **NEW**

実施期間 11月30日(月)まで
電話番号 0120-254-994
時間 平日 10:00～12:00
14:00～16:00

問合せ 日本弁護士連合会 人権第2課
☎03-3580-9508

営農再開ワンストップ相談窓口 **NEW**

国、県などを構成員とした「営農再開ワンストップ相談窓口」を設置しています。

場所 千丁支所 第1会議室
時間 平日(月～金) 9:00～16:00
相談内容

- ・営農再開に向けた支援事業の活用相談
- ・営農技術や品目転換などの相談
- ・融資相談など

問合せ 営業再開ワンストップ相談窓口
☎30-1671

建築士による被災住宅相談会 **NEW**

時間 毎週木曜日(令和8年11月までを予定)
9:00～12:00、13:00～16:00
(相談時間は1件あたり30分)

場所 本庁舎1階 会議室C横ホール
※事前申込不要(当日先着順)
※被災状況の分かる住宅の写真などを準備ください。

問合せ 建築指導課(会場関係) ☎33-4750
熊本県土木部住宅局建築課
☎096-333-2534

弁護士による無料法律相談 **NEW**

予約不要です。お気軽に相談ください。
※災害関連の相談をお受けします。

時間 毎週木曜日(祝日を除く) ※当面の間
10:00～12:00
(相談時間は1組あたり30分)

場所 市役所本庁舎2階 市民相談室
※市民相談室内で受付をされた順番に整理券を配ります。
市民相談室は9:00から開きますので、それ以降に受付をお願いします。

問合せ 市民活動政策課 ☎33-4482

司法書士による無料法律相談 **NEW**

予約不要です。お気軽に相談ください。
※災害関連の相談をお受けします。

時間 毎週水曜日(祝日を除く)
※終了時期未定
13:00～16:00
(相談時間は1組あたり30分)

場所 市役所本庁舎2階 市民相談室
※市民相談室内で受付をされた順番に整理券を配ります。

問合せ 市民活動政策課 ☎33-4482

公的書類の発行など

「り災証明書」に係る住家被害認定調査(2次調査)の申請 **NEW**

受付方法 電話
時間 9:00～16:00
電話番号 37-7220
(住家被害認定調査実施本部)

【注意事項】

- ・2次調査の受付対象は、1次調査の申請により、り災証明書の交付を受けた人に限ります。
- ・お手元に取り災証明書をご用意のうえ、電話ください(世帯番号などを確認します)。
- ・代理の人による申請もできます。
- ・電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・調査には居住者の立会いが必要です。
- ・不在の場合は調査を延期し、改めて日程を調整します。
- ・2次調査の判定結果は、1次調査の判定と異なる場合があります。判定が下がった場合には、り災証明書(2次調査分)を発行する前に連絡します。
- ・り災証明の交付を受け付けた日の翌日から起算して、3カ月以内に資産税課へ再調査を申請することができます。



住まいの確保

建物の解体・撤去

※申請・相談方法を更新

対象となる建物

- り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の家屋など
- 「被災証明書」を取得した建物のうち、市の調査により「半壊」以上と判定された非住家など(空き家、倉庫、店舗など)
※塀、擁壁、樹木などは対象外です。
※建物の一部解体は対象外です。

- ①公費解体(市が解体・撤去)
家屋などの所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって直接、解体撤去を行うもの
※原則、所有者などの費用負担はありません。
- ②自費解体(費用償還)
所有者などが自らの費用負担で事業者に解体・撤去を依頼し、解体に要した費用を市が償還(払い戻す)もの
※解体業者との契約が令和8年7月28日～令和9年2月28日(予定)に締結されたもの。

※償還額は、市の積算基準に基づく算定額との比較により決定するため、要した費用の全額が償還されない場合があります。自費解体を実施する前に市へ相談ください。
※早急な解体をする必要がない場合は、「①公費解体」を利用ください。

申請・相談(公費解体・自費解体とも)

事前予約が必要です

【期間】令和9年3月31日(水)まで

【場所】循環社会推進課
(エコエイトやつしろ 2階)

Web予約:市ホームページまたは二次元コード
電話予約:37-7550



問合せ 予約・問合せ専用ダイヤル
☎37-7550